

# 基地対策に関する重点要望

国におかれては、現下の厳しい地方財政状況の中で、市町村合併の進展や、基地の所在に伴う特殊な財政需要の増大など、基地関係市町村が直面する実情を十分に認識いただき、下記の重点事項の実現を図るよう強く要望する。

## 記

### 1 (総務省所管)

今年度は固定資産税の評価替えの年度に当たるため、基地交付金・調整交付金については、これまで3年ごとに増額されている経緯を踏まえ増額措置を講ずるとともに、基地交付金の対象資産の範囲を、自衛隊の使用する全資産に拡大すること。

### 2 (防衛施設庁所管)

基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲を拡大すること。特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金について、増額措置を講ずること。

平成18年7月

全国市議会議長会基地協議会  
会長 石川和夫  
(福生市議会議長)

# 基地対策関係予算の増額 確保等に関する要望

我が国の安全保障政策の推進は、基地の安定使用を前提とし、基地周辺住民の理解と協力なしに、達成することは困難である。

このため、我々基地関係市町村議会においては、基地周辺住民からの意見を取り入れながら、生活環境の整備や住民福祉の向上等に鋭意努力しているところである。

しかしながら、基地関係市町村の行財政運営は、近年の厳しい財政状況に加え、基地関係施設の所在に伴い様々な財政需要が発生する等の特殊事情により、大変厳しい状況にある。

よって、国におかれては、このような基地関係市町村固有の事情を十分認識いただき、平成19年度予算編成においては、別記諸事項の実現及び関連予算の増額確保を図られるよう強く要望する。

平成18年7月

全国市議会議長会基地協議会  
会 長 石 川 和 夫  
(福生市議会議長)

## 1. 基地交付金・調整交付金の増額確保等について

基地交付金及び調整交付金は固定資産税の代替的性格を基本としながら、米軍及び自衛隊の施設等の所在に伴う特殊な財政需要に対処するための一般財源として、施設等所在市町村に毎年度交付されているが、基地関係市町村においては、基地所在に起因する財政需要が増大しており、さらなる交付金の増額等が必要である。

よって、国におかれては、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

#### (1) 基地交付金の増額確保等

基地交付金は、固定資産税の代替的性格を基本とするため、固定資産税相当額(固定資産評価額の100分の1.4)を確保すること。特に、来年度についてはこれまで3年ごとに増額されている経緯を踏まえ、基地交付金の増額措置を講ずること。

交付金の配分に当たっては、前年度に比べ減額配分とならないよう配慮するとともに、財源超過団体に対する減額措置を緩和または廃止すること。

基地交付金の対象資産となっていない港湾施設や駐屯地をはじめ、自衛隊の使用する全資産を対象資産とすること。

在日米軍再編等に伴い対象資産が減少する市町村に対しては、急激な交付金の減額が当該市町村の財政に及ぼす影響を考慮し、激変緩和措置を講ずること。

## (2) 調整交付金の増額確保等

調整交付金についても基地交付金と同様に3年ごとに増額されている経緯を踏まえ、増額措置を講ずること。

非課税とされている米ドル支弁施設資産に係る固定資産税や、米軍人、軍属及びその家族に係る市町村民税等の地方税の減収額を全額補てんすること。

## 2. 地方財政措置の充実強化について

米軍及び自衛隊の施設等が所在する基地関係市町村においては、民生安定のための様々な財政需要が生じている。

よって、国におかれては、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

#### (1) 地方交付税措置の充実

基地関係渉外事務費、防音施設の維持管理費及び基地対策事業に係る地方債の元利償還等に対する普通交付税措置を拡充すること。

また、基地対策事業に係る特別交付税措置を充実すること。

#### (2) 地方債措置の充実

防衛施設周辺整備補助事業に係る一般財源負担分及び基地対策の単独事業費について、起債充当率を引き上げるとともに起債枠を拡充すること。

### 3. 基地周辺整備対策の充実強化について

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（環境整備法）に基づき実施されている障害防止や騒音防止及び民生安定助成事業等の基地周辺整備対策事業は、基地関係市町村における周辺住民の福祉や生活環境の向上のために不可欠なものである。

しかし、現行制度においては、事業の対象施設や範囲などが不十分であり、制度のさらなる充実が必要である。

よって、国におかれては、基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

#### 記

##### (1) 障害防止事業の充実

自衛隊等の重車両の使用や射撃訓練、航空機離着陸等の行為による障害の防止軽減のため、環境整備法第3条の規定外の施設についても、補助対象とすること。

また、著しい音響による障害を防止軽減するため、音響の強度及び頻度の適用基準を緩和すること。

##### (2) 騒音防止事業の充実

環境整備法第4条に規定する飛行場等周辺地域における騒音基準値（現行 75W）を航空機騒音の環境基準である 70W まで引き下げるとともに、騒音防止事業（住宅防音）の指定区域や補助対象施設、対象範囲を拡大すること。

(3) 民生安定助成事業の充実

民生安定助成事業の補助対象区域や対象施設、対象範囲を拡大するとともに、採択基準を緩和すること。

(4) 特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額等

特定防衛施設周辺整備調整交付金については、予算の増額措置を講ずるとともに、補助対象施設や対象範囲を拡大すること。

また、特定防衛施設の指定施設を増やすとともに、特定防衛施設関連市町村を拡大すること。

(5) 移転措置事業の充実

移転対象範囲（現行 90W）を拡大するとともに、対象区域指定後に建築された建物等についても対象とすること。

(6) 防衛施設周辺整備統合事業の充実

防衛施設周辺整備統合事業については、当該市町村の意見を十分踏まえるとともに、その総額についても拡充すること。

(7) 在日米軍再編に係る支援措置等

在日米軍の再編など、基地機能・運用が変更される場合には、早期に情報提供を行うとともに、地元市町村の意見を尊重すること。

また、在日米軍再編に伴い負担増となる市町村に対しては、十分な支援措置を講ずるとともに、移転・返還等に係る経費の拠出が現行の基地周辺対策に支障を及ぼさぬよう十分配慮すること。

## 4. 基地周辺安全対策の徹底等について

基地関係市町村においては、航空機の墜落事故をはじめ、基地の所在に起因する事故が相次いで発生しており、基地周辺住民に多大な不安を与えている。

よって、国におかれては、事故の未然防止等のため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

#### (1) 安全対策の徹底

自衛隊航空機等の飛行、艦船の航行、危険物等の移送管理及び演習に伴う事故など基地所在に起因する事故防止のため、基地周辺における安全対策を徹底すること。

また、米軍機による低空飛行や離着陸訓練は、激しい騒音が発生するとともに、墜落事故等があった場合には、甚大な被害が予想されるため、飛行自粛の措置を講ずること。

#### (2) 迅速な補償措置

基地所在に起因する事故が万一発生した場合には、その事故実態を速やかに地元市町村に報告するとともに、事故原因を早急に究明し、再発防止に万全を期すこと。

また、事故被害に対しては、迅速かつ十分な補償措置を講ずること。